

標準服(制服)の位置づけ

標準服(制服)の指定、着用については法律の定めはなく、校長により校則等で定められています。

※「学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて」(文部科学省課長通知 H30.3.19)
令和元年7月2日衆議院答弁第267号

標準服(制服)の動向

国から発出された通知

- ・「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」
(公正取引委員会事務局 H29.11)
- ・「学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて」
(文部科学省課長通知 H30.3.19)
- ・「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等
について」(文部科学省課長通知 H27.4.30)



保護者負担の適正化
+
性的マイノリティへの配慮
(ジェンダーレス)

近隣市町村の状況

標準服(制服)は学校ごとに指定、変更するのが基本だが、岩出市(令和5年4月から)、海南市(令和6年4月から)、和歌山市(令和8年4月からの予定)が市内学校のデザインを統一した形で変更を行っている。

紀の川市の状況

校長会、学校運営協議会等で議論を進めている。紀の川市でも市内統一デザインでの標準服(制服)のモデルチェンジを進める事で合意。

選定委員会を設置し、令和8年度に向け制服のモデルチェンジを進める